

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱（労働者災害補償保険法の一部改正関係）

第三 労働者災害補償保険法の一部改正

一 派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令

行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（二において「労働者派遣法」という。）に規定する派遣先の事業主及び船員職業安定法に規定する船員派遣（二において「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、労働者災害補償保険法の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

二 派遣先の事業の事業場等への立入検査

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場及び船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

三 罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。